

○屋外広告業登録申請(新規・更新)に必要な書類等

- ・屋外広告業登録申請書（新規・更新）（第11号様式）
- ・誓約書（第12号様式）
- ・略歴書（法人である場合はその役員全員のもの）（第13号様式）
- ・業務主任者が有資格者であることを証する書面（屋外広告士証や屋外広告物講習会修了証等の写し）
- ・登録申請者が個人である場合は住民票の抄本（**個人番号（マイナンバー）の表記がないもの**）
- ・登録申請者が法人である場合はその法人の登記事項証明書
- ・登録申請者が選任した業務主任者の住民票の抄本（**個人番号（マイナンバー）の表記がないもの**）
- ・登録手数料1万円（山梨県収入証紙）
- ・郵送の場合は返信用の封筒（切手が貼られたもの）

○屋外広告業登録事項の変更に必要な書類(変更事項が複数ある場合は、該当する書類全てが必要です。)

1 **変更届**提出の際の共通事項

- ・副本の返付を望む場合は、書類を2部提出のこと。
- ・副本の返付を郵送で望む場合は、返信用の封筒（切手が貼られたもの）

2 **商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者名**に変更がある場合

- ・屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）
- ・住民票の抄本（個人の場合）（**個人番号（マイナンバー）の表記がないもの**）
- ・登記事項証明書（法人の場合）

3 **営業所名称及び所在地**に変更がある場合

- ・屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）
- ・法人の登記事項証明書（商業登記の変更が必要な場合に限りです。）

4 **法人の役員氏名**に変更がある場合

- ・屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）
- ・法人の登記事項証明書
- ・誓約書（第12号様式）
- ・略歴書（第13号様式）

5 **法定代理人**に変更がある場合(申請者が未成年である場合)

- ・屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）
- ・誓約書（第12号様式）
- ・略歴書（第13号様式）
- ・法定代理人（個人）の住民票の抄本（**個人番号（マイナンバー）の表記がないもの**）、もしくは法定代理人（法人）の登記事項証明書

6 **業務主任者氏名**及び業務主任者が業務を行う**営業所の名称**に変更がある場合

- ・屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）
- ・業務主任者が有資格者であることを証する書面（屋外広告士証や屋外広告物講習会修了証等の写し）
- ・業務主任者の住民票の抄本（**個人番号（マイナンバー）の表記がないもの**）

○屋外広告業登録証明に必要な書類等

- ・証明手数料400円（山梨県収入証紙）
- ・屋外広告業登録証明願
- ・証明の受領を郵送で望む場合は、返信用の封筒（切手が貼られたもの）